

公立大学法人青森公立大学職員の初任給調整手当に関する細則

平成21年4月1日

規程第71号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号)第9条の規定に基づき、職員に対する初任給調整手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給の方法)

第2条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(支給の終了)

第3条 初任給調整手当を支給される職員が異動した場合には、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(雑則)

第4条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。